

# 運動部活動外部指導者の任用について

福井県中学校体育連盟

## 1 目的

- (1) 運動部活動に、外部のスポーツ指導者を任用することにより、運動部活動を活性化し、生徒がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を通して、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、心身の健全育成に資する。
- (2) 運動種目の技術的指導法を取得し、指導者(顧問)としての資質向上に努めるとともに、中学校における運動部活動の充実を図る。

## 2 任用の条件

### ○学校

- (1) 原則として、当該運動部活動に専門的指導者がいない場合とする。
- (2) 種目の限定はしないが、特定の種目に集中しないようにする。
- (3) 本人が契約書を提出し、学校長の承認を受ける。
- (4) 校内での協力体制を整えるなど、教職員や生徒に任用の趣旨が理解されていること。
- (5) 生徒及び保護者の理解を得るなど、指導体制を整えること。
- (6) 活動計画を明確にし、定期的に指導ができるようにする。
- (7) 近隣の複数校による運動部活動の指導も対象とする。その場合、承認されている学校が中心となる。
- (8) 県・地区中体連主催の大会参加を伴う場合は、外部指導者承認書を年度当初に地区中体連会長・競技部長及び県中体連会長・競技部長に提出すること。
- (9) 任期は1年とし、再任する場合は年度当初改めて手続きをとる。

### ○指導者

- (1) 当該学校との関わりの中で、顧問が推薦し、学校長が承認した者。
- (2) 教育活動の一環として、当該学校の教育目標・方針を理解し、活動・振興のために支援・協力のとれる者。
- (3) 運動種目の実技指導が堪能で、専門的指導者としてふさわしい者。
- (4) 中学校における運動部活動の意義を理解するとともに、学校の顧問と一緒に活動しながら競技力の向上に努める者。